

山梨県国土利用計画審議会の概要

1 設置根拠法令

- ・ 国土利用計画法第 38 条
- ・ 山梨県国土利用計画審議会条例

国土利用計画法（抜粋）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

2 任期

第 15 期 平成 29 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日

3 委員構成

- ・ 委員数：17 人（条例上の定数：20 人以内）
- ・ 専門分野：農業、林業、商工業、自然保護、防災、文教、社会福祉、地方行財政、都市問題、土地問題、交通問題、水問題、言論界、一般

4 調査審議事項

- （1）国土利用計画（県計画）の策定、変更への意見（法第 7 条第 3 項）
- （2）国土利用計画（市町村計画）への助言、勧告に対する意見（法第 8 条第 5 項）
- （3）土地利用基本計画の策定、変更への意見（法第 9 条第 10 項）
- （4）その他国土の利用に関する基本的事項等の諮問への答申（法第 38 条第 1 項）